

# 平成30年4月1日から罹災証明書の交付申請方法が変わります

災害により被害を受けた家屋等の修繕に各種保険制度等を利用する際には、公的機関が発行する罹災証明書が必要な場合があります。市では「五所川原市小規模災害時等における罹災証明書交付事務取扱要綱」を制定し、罹災証明書交付申請の手続きに関する事項等について定めました。平成30年4月1日からの交付申請に係る注意点等は以下のとおりです。（災害対策本部を設置した場合等は別の基準によって証明書を交付します。）

交付申請できる人	申請から罹災証明書交付までの流れ
被害を受けた家屋等の ①所有者 ②居住者および同一世帯人 ③使用者 ④①～③から委任された代理人  ＊ただし、④の場合は交付申請時に委任状の提出が必要です。	①交付申請（受付窓口：本庁総務課、金木総合支所庶務係、市浦総合支所庶務係） <b>必要書類</b> ：罹災証明願（様式第1号）、被害の状況を確認できる写真等、申請者を本人確認できるもの（運転免許証等）、委任状（様式第4号）＊代理人による申請の場合のみ。 ↓ ②申請内容の審査（ <b>7日以内を目安</b> ） ＊被害判定のために実地調査を行う場合があります。 ↓ ③罹災証明書（様式第2号）の交付 ・罹災証明書を交付する場合は、手数料として1部につき300円の納付をお願いします。 ・申請内容を審査し、罹災証明書を交付しないこととした場合には、罹災証明書不交付決定書（様式第3号）で通知します。（この場合は、申請者の費用負担は生じません。）

＊金木総合支所、市浦総合支所では申請書の受付のみ行い、申請内容の審査は本庁総務課が行います。

## 特に注意する事項

- 4月1日から、被害の原因となる災害の種別ごとに交付申請できる期限が生じますので、ご注意ください。
- ・豪雪等の雪害による被害の場合…被害を確認した日から6カ月以内
  - ・その他の被害の場合…被害が発生した日から3カ月以内

## 申請漏れにご注意ください

以下の被害について罹災証明書の交付を希望する場合は、必ず**3月30日(金)**までに申請するようにお願いします。

- ＊期限を過ぎると、罹災証明書の交付を受けられなくなります。
- ・豪雪等の雪害による被害で、平成29年9月30日までに被害を確認したもの。
- ・その他の被害で、平成29年12月31日までに被害が発生したもの。

問 総務課 内線2116

## 高齢者教室 平成30年度受講生募集

5月より高齢者教室を開催します。学習内容は月に1回、歴史・健康・音楽等の様々なテーマの講演会があります。クラブ活動、移動学習、懇親会等もありますので受講を希望される方は電話にてお申し込みください。



**対象** 60歳以上で通学できる方

**申込締切** 4月13日(金)

北辰大学（五所川原地区）

**会場** 中央公民館

**募集** 1年生40名

**回数** 5月～2月の計10回

ひばの樹大学（金木地区）

**会場** 金木公民館

**募集** 1年生40名

**回数** 5月～1月の計8回

寿大学（市浦地区）

**会場** 市浦コミュニティセンター

**募集** 40名

**回数** 5月～11月の計10回

**申込先** 社会教育課（中央公民館内）TEL35-6056